

入 札 説 明 書

高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式

令和7年9月

滋賀県企業庁経営課

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、滋賀県公営企業会計規程（昭和47年滋賀県企業庁規程第10号）、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）、滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）、本件調達に係る入札公告のほか、滋賀県企業庁（以下「企業庁」という。）が発注する特例政令の適用対象となる調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名および数量

高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式

(2) 購入物品の仕様 仕様書による。

(3) 納入期限 令和8年3月20日（ただし、期日内であっても可能な限り早期に納入すること。）

(4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等（令和7年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

物品役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等

提出不要

4 入札執行の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札書の提出場所

滋賀県企業庁経営課 〒520-2401 野洲市吉川 3382 TEL 077-589-4608

(2) 契約条項を示す期間

令和7年9月26日(金)から令和7年11月5日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)、最終日は14時まで。

(3) 入札説明会

入札説明会は行わない。

(4) 入札書の提出期限

令和7年11月5日(水)14時

(5) 開札の日時および場所

令和7年11月5日(水)16時 滋賀県企業庁新管理本館1階小会議室 野洲市吉川 3382

5 入札方法等

- (1) 入札参加者またはその代理人は、入札説明書、仕様書および別添契約書(案)を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、7に掲げる方法により問い合わせるものとする。入札後仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者またはその代理人は、入札書を入札書提出期限(必着)までに郵送または持参により提出しなければならない。

持参により提出する場合は、入札書を封書に入れて密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)を明記したうえで「高速液体クロマトグラフ質量分析装置の入札書在中」と朱書きすること。

郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封すること。当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名(法人の場合はその名称または商号)を明記し、「高速液体クロマトグラフ質量分析装置の入札書在中」と朱書きしたうえで、外封筒の封皮に「高速液体クロマトグラフ質量分析装置の入札書在中」と明記しなければならない。

なお、郵便により提出する場合は書留郵便(一般書留または簡易書留)に限ることとし、テレックス、電報またはファクシミリの方法による入札は認めない。

また、入札書に記載する日付は、公告日から提出期限までの間の日付を記入すること(再度の入札では、前回入札の開札日から提出期限までの日付を記入すること)。

- (3) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。

- (4) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

なお、代理人が入札する場合にあつては、入札執行前に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。委任状の提出は入札書と同時でも差し支えないが、入札書と同封しないこと(郵送の場合は中封筒ではなく外封筒に入れること)。

ア 入札金額

イ 入札目的(契約名)

ウ 引渡場所

エ 引渡期限

オ 引渡方法

カ 入札保証金額(免除)

キ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)および押印(外国人の署名を含む。)

なお、代理人が入札する場合は、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。

- (5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正はできない。)は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (6) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の手換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (7) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。
- (8) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納品に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 上記2(4)により、資格審査の申請をした者が、開札時において入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日前日までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
なお、資格審査が開札日前日までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、入札参加者またはその代理人に対して速やかにその理由を付して文書またはその他の方法により通知する。
- (10) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人になることができない。
- (11) 開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。この場合においては、速やかに別の日時を定めて入札を行う。
- (12) 再度の入札に付した場合、前回の最低の入札価格と同価格以上で入札した場合は失格とする。
- (13) 無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (14) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

6 同等品による入札

同等品による入札書の提出を認める。同等品での応札を希望する者は、仕様書に示す同等品証明書で記載されている内容が明らかになるカタログ等資料を添付のうえ、「仕様書13(1)」で示す期日までに「仕様書13(3)」で示す場所に提出し、規格および品質等について事前に確認を受けなければならない。

後日、同等品審査結果通知書を送付するので、同等品と認められた場合にのみ、入札に参加することができる。 本票の提出がない場合あるいは不可とされた同等品での入札は無効とする。

7 質問および回答の方法等

(1) 質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、14に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和7年10月15日(水)16時まで

(3) 回答方法

滋賀県企業庁ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

仕様書等を掲載しているページとは別のページであるので注意すること。質問回答がない場合もその旨掲載するので、質問回答の有無に関わらず入札書提出前に確認すること。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kigyuu/>

(4) 回答期日

質問受付後、2開庁日を目途に上記にて掲載する。最終回答日については令和7年10月21日(火)を目途に回答する。

8 入札保証金

免除する。

9 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書記載の金額および氏名ならびに押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、ただちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者またはくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

11 契約保証金

免除する。

12 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日以後速やかに契約書の取りかわしをするものとする。

ただし、当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

- (2) 契約書および契約に関する文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項については別添契約書(案)を参照すること。

13 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (3) 物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めること。
- (4) 開札に出席を希望する場合は、マスクの着用および建物入口での手指消毒を行うこと。

14 当該調達に関する問い合わせ先(契約に関する事務を担当する所属の名称および所在地)

(機 関 名) 滋賀県企業庁経営課

(所 在 地) 〒520-2401 滋賀県野洲市吉川 3382

(電 話 番 号) 077-589-4608 (FAX 番 号) 077-589-4715

(電子メール) na01100@pref.shiga.lg.jp

(担 当 者) 中村

(照 会 方 法) 7 により行うこと。